

521

頁

第 5 編
令和 2 年度
国土交通省
土木工事・
業務の積算
基準等の改定

項目

修正前

改正後

521

頁

第 5 編
令和 2 年度
国土交通省
土木工事・
業務の積算
基準等の改定

項目

修正前

改正後

国土交通省

国土交通省

【機械設備編改定内容】

【機械設備編改定内容】

(1) 機械設備工事積算基準の改定

1) 河川用水門設備、除塵設備、鋼製付属設備の輸送費算定式について改定

区 分		輸送費(円)		「x」 の定義
		現 行	改 定	
河川用水門設備	小形水門	プレートガーダ構造 ローラゲート	$(x \times D < 1,500 \text{ の場合})$ $y = (58.8x + 155) \times D + 51,000$	$y = (17.2x + 42.1) \times D + 212,000$
		プレートガーダ構造 スライドゲート	$(x \times D \geq 1,500 \text{ の場合})$ $y = (26.5x + 70) \times D + 116,000$	
	中、大形水門	プレートガーダ構造 ローラゲート	$(x \times D < 1,500 \text{ の場合})$ $y = (44.9x + 337) \times D + 51,000$	$y = (17.8x + 146) \times D + 212,000$
		プレートガーダ構造 角落しゲート	$(x \times D \geq 1,500 \text{ の場合})$ $y = (20.2x + 152) \times D + 116,000$	
	起伏堰	「小型水門」及び「中・大形水門、堰」に準じる		$y = (12.5x + 199) \times D + 212,000$
揚排水ポンプ設備		$y = 52.0x \times D + 145,000$		対象設備質量[t] $y = 53.4x \times D + 216,000$
鋼製付属設備		$y = 33.6x \times D + 46,000$		対象設備質量[t] $y = 38.3x \times D + 81,000$

対象額

500万円以下

500万円を超え30億円以下

30億円を超えるもの

11.78 %

対象額

500万円以下

500万円を超え30億円以下

30億円を超えるもの

27.00 %

改定

-2.968Log(C1) + 45.883 %

-2.968Log(C1) + 46.862 %

18.76 %

対象額

50万円以下

50万円を超えるもの

30.76 %

対象額

50万円以下

50万円を超えるもの

25.55 %

改定

-1.998Log(C) + 30.76 %

-0.7402Log(C) + 29.76 %

対象額

50万円以下

50万円を超えるもの

30.76 %

対象額

50万円以下

50万円を超えるもの

25.55 %

改定

-1.998Log(C) + 30.76 %

-0.7402Log(C) + 29.76 %

(2) 機械設備点検・整備積算基準の改定

1) 一般管理費等率の改定

2) 一般管理費等率の改定

(2) 機械設備点検・整備積算基準の改定

1) 一般管理費等率の改定

2) 一般管理費等率の改定

国土交通省

国土交通省

【機械設備編改定内容】

【機械設備編改定内容】

(1) 機械設備工事積算基準の改定

1) 河川用水門設備、除塵設備、鋼製付属設備の輸送費算定式について改定

区 分		輸送費(円)		「x」 の定義
		現 行	改 定	
河川用水門設備	小形水門	プレートガーダ構造 ローラゲート	$(x \times D < 1,500 \text{ の場合})$ $y = (58.8x + 155) \times D + 51,000$	$y = (17.2x + 42) \times D + 212,000$
		プレートガーダ構造 スライドゲート	$(x \times D \geq 1,500 \text{ の場合})$ $y = (26.5x + 70) \times D + 116,000$	
	中、大形水門	プレートガーダ構造 ローラゲート	$(x \times D < 1,500 \text{ の場合})$ $y = (44.9x + 337) \times D + 51,000$	$y = (17.8x + 146) \times D + 212,000$
		プレートガーダ構造 角落しゲート	$(x \times D \geq 1,500 \text{ の場合})$ $y = (20.2x + 152) \times D + 116,000$	
	起伏堰	「小型水門」及び「中・大形水門、堰」に準じる		$y = (12.5x + 199) \times D + 212,000$
揚排水ポンプ設備		$y = 52.0x \times D + 145,000$		対象設備質量[t] $y = 53.4x \times D + 216,000$
鋼製付属設備		$y = 33.6x \times D + 46,000$		対象設備質量[t] $y = 38.3x \times D + 81,000$

対象額

500万円以下

500万円を超え30億円以下

30億円を超えるもの

11.78 %

対象額

500万円以下

500万円を超え30億円以下

30億円を超えるもの

27.00 %

改定

-3.5981Log(C1) + 45.883 %

-2.9648Log(C1) + 46.862 %

18.76 %

対象額

50万円以下

50万円を超えるもの

30.76 %

対象額

50万円以下

50万円を超えるもの

25.55 %

改定

-1.998Log(C) + 30.76 %

-0.7402Log(C) + 29.76 %

対象額

50万円以下

50万円を超えるもの

30.76 %

対象額

50万円以下

50万円を超えるもの

25.55 %

改定

-1.998Log(C) + 30.76 %

-0.7402Log(C) + 29.76 %

(2) 機械設備点検・整備積算基準の改定

1) 一般管理費等率の改定

2) 一般管理費等率の改定

(2) 機械設備点検・整備積算基準の改定

1) 一般管理費等率の改定

2) 一般管理費等率の改定

国土交通省

国土交通省

【機械設備編改定内容】

【機械設備編改定内容】

(1) 機械設備工事積算基準の改定

1) 河川用水門設備、除塵設備、鋼製付属設備の輸送費算定式について改定

区 分		輸送費(円)		「x」 の定義
		現 行	改 定	
河川用水門設備	小形水門	プレートガーダ構造 ローラゲート	$(x \times D < 1,500 \text{ の場合})$ $y = (58.8x + 155) \times D + 51,000$	$y = (17.2x + 42) \times D + 212,000$
		プレートガーダ構造 スライドゲート	$(x \times D \geq 1,500 \text{ の場合})$ $y = (26.5x + 70) \times D + 116,000$	
	中、大形水門	プレートガーダ構造 ローラゲート	$(x \times D < 1,500 \text{ の場合})$ $y = (44.9x + 337) \times D + 51,000$	$y = (17.8x + 146) \times D + 212,000$
		プレートガーダ構造 角落しゲート	$(x \times D \geq 1,500 \text{ の場合})$ $y = (20.2x + 152) \times D + 116,000$	
	起伏堰	「小型水門」及び「中・大形水門、堰」に準じる		$y = (12.5x + 199) \times D + 212,000$
揚排水ポンプ設備		$y = 52.0x \times D + 145,000$		対象設備質量[t] $y = 53.4x \times D + 216,000$
鋼製付属設備		$y = 33.6x \times D + 46,000$		対象設備質量[t] $y = 38.3x \times D + 81,000$

対象額

500万円以下

500万円を超え30億円以下

30億円を超えるもの

11.78 %

対象額

500万円以下

500万円を超え30億円以下

30億円を超えるもの

27.00 %

改定

-3.5981Log(C1) + 45.883 %

-2.9648Log(C1) + 46.862 %

18.76 %

対象額

50万円以下

50万円を超えるもの

30.76 %

対象額

50万円以下

50万円を超えるもの

25.55 %

改定